

# 令和3年度 中津市における 普通交付税算定結果

年度	交付決定額 (千円)	交付決定額 対前年度伸び率	財政力指数
平成29年度	9,878,599	▲7.2%	0.498
平成30年度	9,796,650	▲0.8%	0.502
令和元年度	9,720,560	▲0.8%	0.509
令和2年度	9,629,381	▲0.9%	0.512
令和3年度	10,093,986	4.8%	0.510

令和3年9月

中津市 財政課

# 1. 地方交付税制度概要

「地方交付税」とは、すべての地方団体が一定の財政水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が地方に代わって徴収し、一定の基準によって地方団体に再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」です。「国庫補助金」と違い、用途が制限されていないので、地方団体が公共サービス提供のために自由に使えます。

## 目的

### 財源調整機能

地方団体間における財政力の格差を解消するため、地方交付税の適正な配分を通じて地方団体相互間の過不足を調整します。

### 財源保障機能

地方交付税の総額が国税の一定割合(※)として法定されることにより、地方財源は総額として保障されています。

## 種類

### 普通交付税

財源不足団体に対し交付(交付税総額の94%)

### 特別交付税

普通交付税で捉えられない特別の財政需要(災害等)に対し交付(交付税総額の6%)

※特別交付税の割合は今後段階的に減少します。

※所得税・法人税33.1%、酒税50%、消費税19.5%、地方法人税100%

## 総額

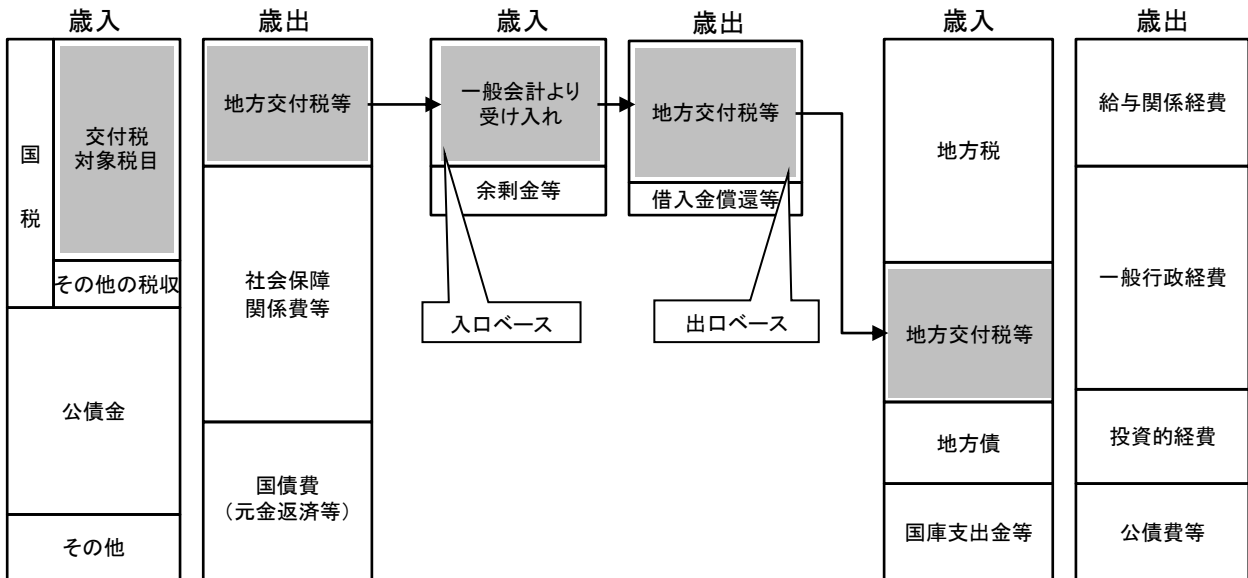
交付税の総額は、「地方財政計画」を通じて決まります。「地方財政計画」とは、毎年度、国の予算編成時に、内閣が地方団体(47都道府県、約1,700団体市町村)の歳入及び歳出を見積り、国会に提出しているものです。この歳入・歳出のギャップを補てんするために、国税に加え、国の一般会計からの特例加算等を行って、その年度の交付税総額を決定します。なお、交付税総額を配分するための基準(単位費用、単位測定、補正係数等)は、毎年改定されます。

### 国の一般会計

### 国の特別会計

(交付税及び譲与税配布金特別会計)

### 地方財政計画



## 各地方団体への交付額の決定方法

$$\begin{aligned}
 \text{普通交付税額} &= (\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}) - \text{調整額} \\
 &\quad \text{※詳細は後述} \qquad \qquad \qquad \text{※詳細は後述} \\
 &= \text{財源不足額(交付基準額)} - \text{調整額}
 \end{aligned}$$

※調整額とは、財源不足額の全国計と普通交付税の総額の差額を、各地方団体の基準財政需要額に応じて按分したものです。

## 2. 基準財政需要額

「基準財政需要額」とは、各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、地方交付税法第11条の規定に基づいて算出された額です。その算定は、各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、これに測定単位ごとに定められた「単位費用」を乗じた額を合算することによって行われます。

※基準財政需要額は、各地方団体の支出の実績(決算額)でもなければ、支出しようとする額(予算額)でもありません。  
 ※基準財政需要額は、「地方財政計画」に組み込まれた給与費、社会福祉関係費、公共事業費等の内容を基礎として算定されます。  
 ※基準財政需要額は、その地方団体における必要な一般財源としての需要額を示すものであり、国庫補助金や使用料・手数料等の特定財源は控除されます。

$$\text{需要額} = \text{測定単位} \times \text{補正係数} \times \text{単位費用}$$

### 行政(算定)項目

基準財政需要額の算定のために、財政需要(行政経費)を区分したものです。

- 例) 消防費、道路橋りょう費、小学校費、中学校費、生活保護費、高齢者保健福祉費、清掃費、農業行政費、商工行政費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、公債費等

### 測定単位

財政需要の「多い・少ない」を最もよく反映する「指標」です。

- 例) 人口、地方団体の面積、道路の延長、児童数等

### 単位費用

基準財政需要額の算定のために用いられる「単価」で、その数値は法で定められています。このため、地方行政の制度改革等、単位費用の積算の基礎となるものに変更があった場合には、単位費用は改定されます。

例) 消防費の単位費用の算定(概要)

- ・標準規模の地方団体として人口を100,000人と想定
- ・標準規模の地方団体が消防活動等の事務を行う際の必要経費は、1,140,536千円と見積り
- ・国庫支出金、使用料(特定財源)は、5,702千円と見積り

$$\begin{aligned} \text{単位費用} &= \frac{\text{標準団体の標準的な歳出} - \text{そのうち特定財源}}{\text{標準団体の測定単位の数}} \\ &= \frac{1,140,536 - 5,702}{100,000} \approx 11,300 \text{ (円)} \quad \text{※1人当たり} \end{aligned}$$

### 補正係数

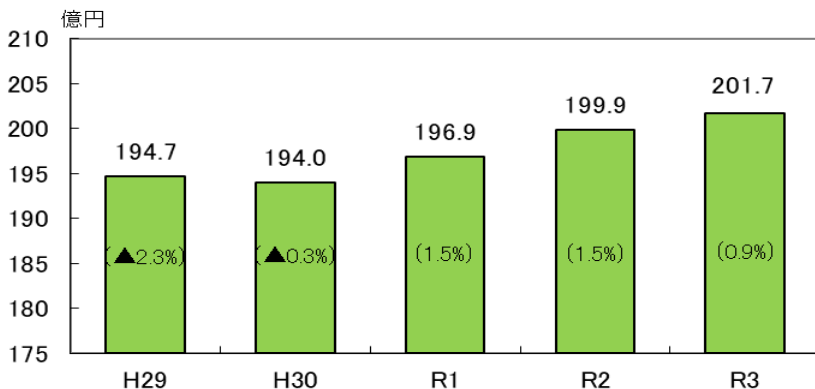
基準財政需要額の算定においては、すべての地方団体に費目ごとに同一の単位費用が用いられていますが、実際の行政経費は、自然的・社会的条件の違いによって大きな差があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割増し(または割落とし)しています。このような補正に用いる率を補正係数といいます。

### 交付税措置

「交付税措置」とは、基準財政需要額の計算に含まれていることをいい、次のケースがあります。

- ・単位費用(標準団体の標準的な歳出)の積算に含むことでの措置
- ・補正係数の算出過程に含むことでの措置

中津市における基準財政需要額の推移



中津市における令和3年度の基準財政需要額は、前年度比0.9%増の約201億7,470万円となりました。主な増減理由は以下のとおりです。

- ・地域デジタル社会推進費新規創設による増 → 需要額 +7,983万円
- ・高齢者保健福祉費の増 → 需要額 +1億2,670万円
- ・その他教育費の増 → 需要額 +8,100万円
- ・社会福祉費の増 → 需要額 +8,871万円
- ・公債費の減 → 需要額 ▲1億1,953万円

※左図は臨時財政対策債振替後(後述)、合併算定替縮減後(後述)の額であり、錯誤措置額を含みます。( )書きは伸び

### 3. 基準財政収入額

「基準財政収入額」とは、各地方団体の財政力を合理的に測定するために、地方交付税法第14条の規定に基づいて算出された額です。具体的には、地方団体の標準的な税収入の一定割合により算定された額で

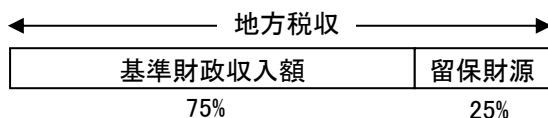
※基準財政収入額の算定の対象となるのは、標準的な地方税収入です。  
例)市町村民税、固定資産税、軽自動車税、地方消費税交付金等

$$\text{収入額} = \text{標準的な地方税収入} \times 75\% + \text{地方譲与税等}$$

#### 算入率（留保財源）

基準財政収入額のうち、地方税に関する部分については、地方税法に基づく標準税率に「算入率」を乗じて算定しています。算入率は、75%となっています。残りの25%は「留保財源」と呼ばれ、これは、財政収入において一定程度ゆとりを残すことにより、

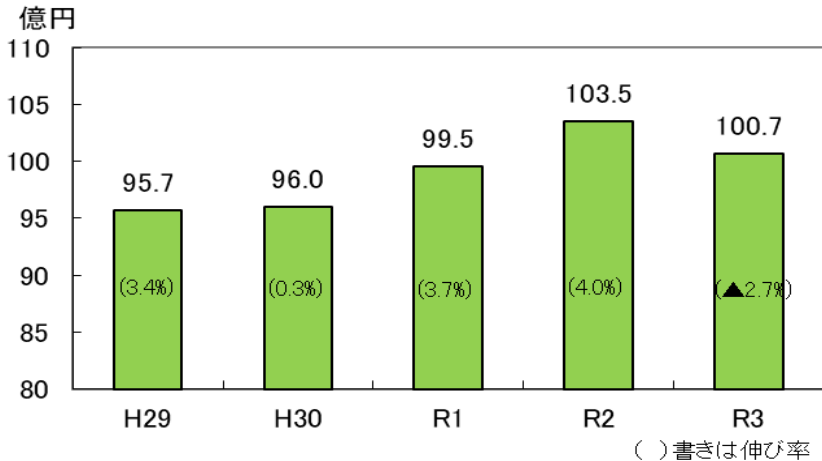
- ・地方自治体が自主的、弾力的な財政運営を行えるようにすること
- ・税収入の過不足を完全に交付税で補てんとすると、地方自治体において税収確保の努力がなされなくなるおそれがあることなどの理由からとられている措置です。



#### 精算制度

基準財政収入額は、標準的な地方税収入等を算定するものであり、課税実績とのかい離が生じても精算は行いませんが、一部の税目については、特例として精算制度が設けられています。これは、税収が景気の変動等を敏感に受け、年度ごとの額の変動が大きく、算定額と課税実績額との間に著しく格差が生じること等があるため、その算定結果において地方団体の財政運営に与える影響を考慮して、精算等により算定額と実績額の差が是正されます。

中津市における基準財政収入額の推移



中津市における令和3年度の基準財政収入額は、前年度比2.7%減の約100億6,680万円となりました。主な増減理由は以下のとおりです。  
令和3年度はコロナ禍の影響もあり、全国的に基準財政収入額は減となっています。

- ・市町村民税所得割  
→基準税額 ▲1億1,057万円
- ・市町村民税法人税割  
→基準税額 ▲1億2,656万円
- ・地方消費税交付金  
→基準税額 ▲2,439万円
- ・市町村たばこ税  
→基準税額 ▲1,193万円

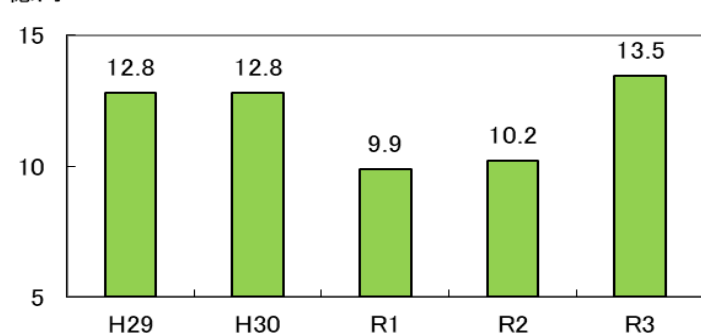
### 4. 臨時財政対策債

「臨時財政対策債」は、地方の財源不足を補てんするため、特例的に認められる地方債(借金)です。

国から地方団体に交付する交付税の原資が足りないため、この不足分を国と地方で折半し、地方負担分はひとまず、地方団体自らが借金して窮地をしのぎ、この元利償還金の全額を後年度に交付税措置するという、いわば交付税の肩代わりといえる制度です。一方、国負担分は、国の一般会計からの加算により補てん措置されます。

なお、基準財政需要額は、積算した需要額から、臨時財政対策債の発行可能額を控除した額で表示されることがほとんどです。(臨時財政対策債振替後額)

中津市における臨時財政対策債発行可能額の推移

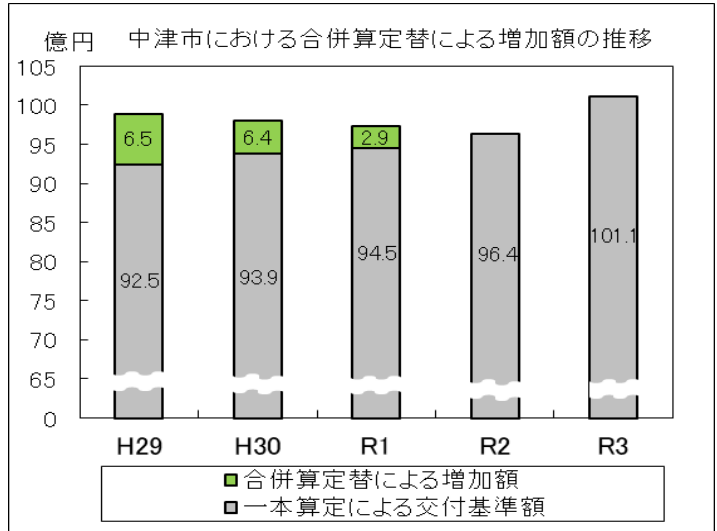


## 5. 合併算定替・一本算定

「合併算定替」とは、合併による普通交付税上の不利益を被ることのないよう配慮された制度です。市町村合併がなかったものと仮定して、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税の合算額を保障します。一方、「一本算定」とは、合併後の新市としての普通交付税算定額です。

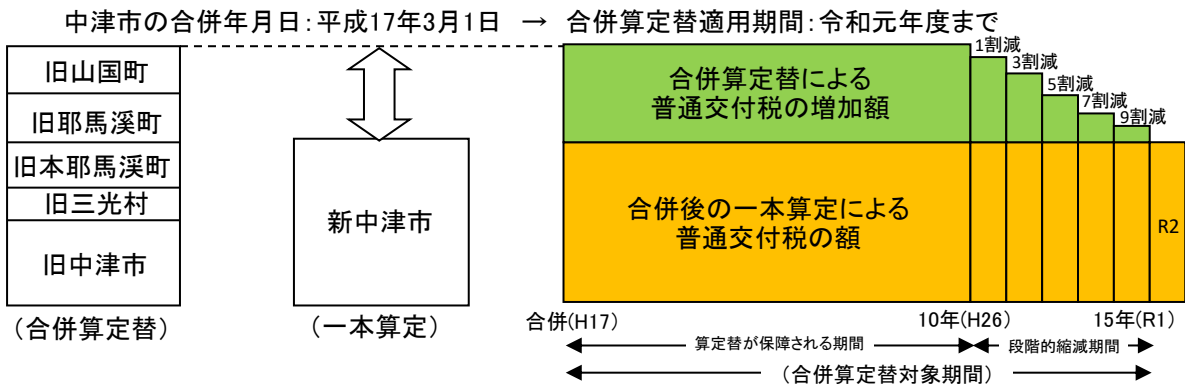
右図は、中津市における「合併算定替」による交付基準額の内訳として、「一本算定」による交付基準額と「合併算定替」による増加額を示したグラフです。下図のように「合併算定替」の適用期間は、合併後10年間の平成26年度までとなっており、平成27年度以降5年間で段階的に「合併算定替」による増加分は減っていきます。したがって、令和2年度からは一本算定となり、中津市の収入が減ることとなりますので、将来に渡ってさらなる健全な財政運営が必要となってきます。

R3年度は前述のとおり、基準財政需要額の増及び基準財政収入額の減により、交付額が増となっています。



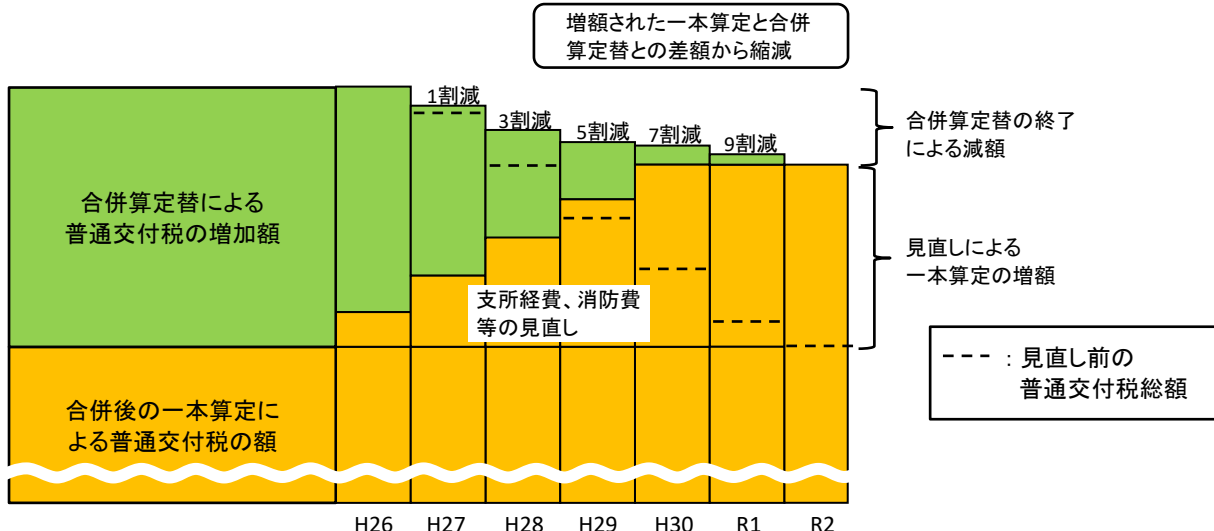
※「一本算定による交付基準額」+「合併算定替による増加額」  
=「合併算定替による交付基準額」

### 合併算定替の適用期間



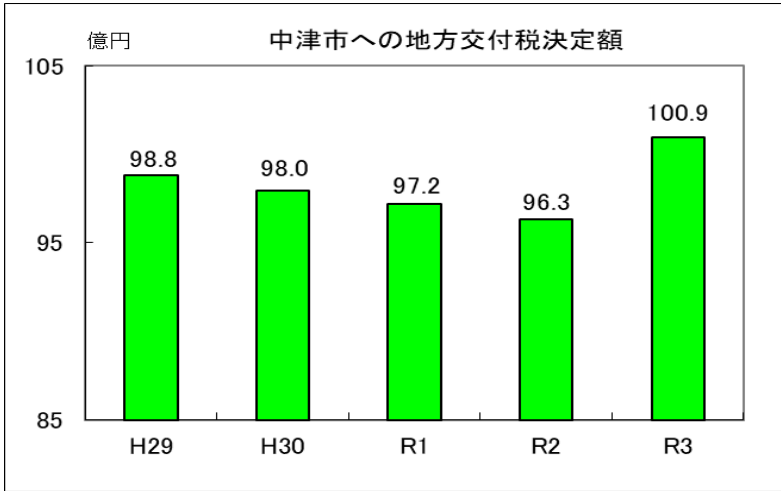
### 支所経費等の見直しによる一本算定への加算

前述のとおり合併算定替による増加額は平成27年度以降、段階的に縮減され一本算定に移行していきます。これは合併の効果により市町村がある程度効率的に運営されていくことを想定したものです。しかし、合併しても、行政区域が広域化することで単純に削減できない経費(消防や支所経費など)もあり、これらの経費を適正に算定へ反映するよう地方公共団体から要望を行ってきました。この要望を踏まえ、合併後の市町村の実情を把握した上で、合併時点では想定されていなかった財政需要が一本算定に反映されることとなりました。支所に関する経費の算定等、平成26年度以降5年程度の期間で見直しが行われます。合併算定替の終了後も全国ベースで上乗せされていた額の7割程度が確保される見込みです。(平成25年度での試算)





## 6. 交付決定額



※交付決定額は、調整復活等があれば、調整復活等後の額。

中津市における令和3年度の普通交付税の交付決定額は、前年度交付決定額(調整復活後)から4.8%増の100億9,399万円となりました。

主な要因としては、高齢者保健福祉費や社会福祉費の増、地域デジタル社会推進費の創設といった基準財政需要額の増に加え、基準財政収入額となる市町村民税や地方消費税交付金等の収入が減となったため、財源不足額が拡大しました。

また、社会福祉費等の項目で単位費用の増額措置があったことも地方交付税額の増加要因となっています。

### 参考

全国の交付総額 **16兆3,921億円**  
(対前年+5.1%)

うち市町村分 **7兆4,645億円**  
(対前年+5.2%)

※ 令和3年8月3日 閣議報告・決定

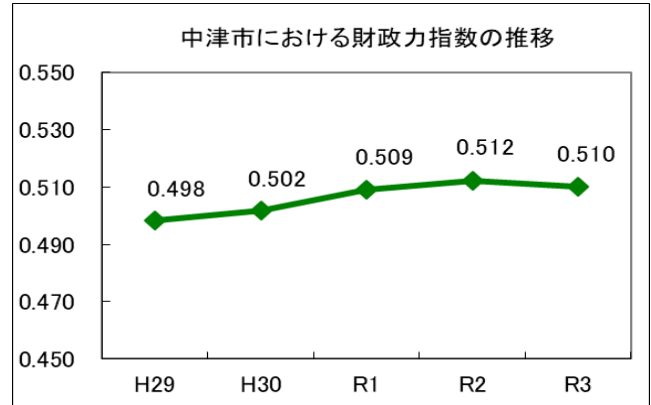
## 7. 財政力指数

「財政力指数」とは、地方団体の財政力を示す指標として用いられるもので、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値です。この数値が高い団体ほど、自前の標準的税率等で行政運営を行う財政力が高いと言えます。

中津市における令和3年度の財政力指数は0.499となっています。令和2年度に比べると若干の減となっています。

これは、コロナ禍における税率の減等に伴う基準財政収入額の減少及び、高齢者保健福祉費等の増加に伴う基準財政需要額の増加によるものです。

財政力指数は過去数年において大きな変動は無く、財政運営状況は安定的であると捉えることができますが、大分県下の市平均を下回っています。今後、行財政改革等により、さらなる改善が必要です。



※錯誤措置額を含まない一本算定で算出。

### 参考 (令和元年度)

大分県下の市平均 **0.55**

中津市の類似団体の平均 **0.52**

### 【出典】

- ・総務省ホームページ(類似団体比較カード)
- ・令和元年度「市町村財政概要」